

幼保連携型認定こども園 つぼみ保育園 重要事項説明書

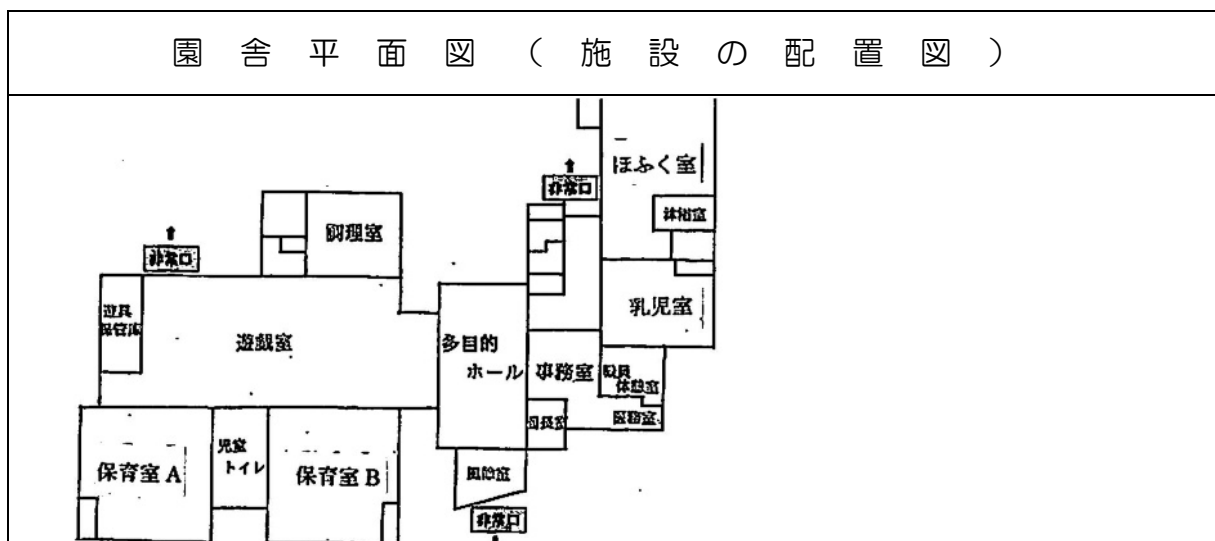
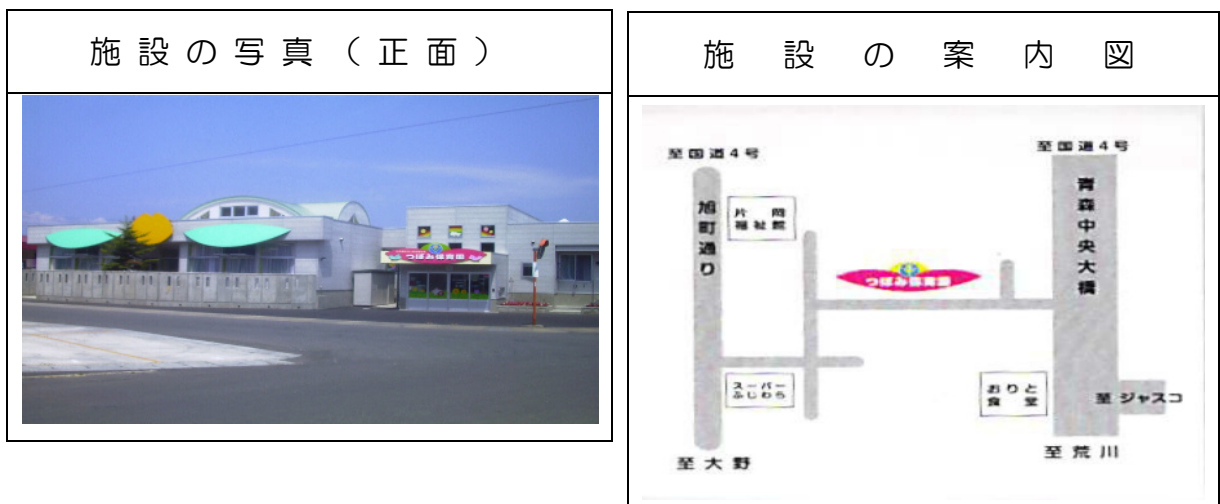
令和5年6月改正

1 園の概要

設 置 者	社会福祉法人 若宮福祉会						
種 別	幼保連携型認定こども園						
園 の 名 称	幼保連携型認定こども園 つぼみ保育園						
所 在 地	青森市旭町3丁目7-8						
電 話 番 号 ・ F A X	電話 017-776-3544 FAX 017-776-3545						
ホ ー ム ペ ー ジ	http://tsubomi.or.jp						
園 長 氏 名	川村 由美子						
開 設 年 月 日	昭和50年4月1日						
利 用 定 員 (年 齢 別)		0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
	1 号 定員	—	—	—	10人		
	2 号 定員	—	—	—	30人		
	3 号 定員	6人	14人	10人	—	—	—

2 施設・設備の概要

敷地面積		1,974.00 ^m ²	
園舎	構造	鉄骨造陸屋根平屋建	
	延床面積	1階	453.63 ^m ²
		2階	^m ²
		その他	物置 32.69 ^m ²
合計	486.32 ^m ²		
園庭面積		1,487.68 ^m ²	



3 園の目的、運営方針

園の目的 (教育・保育の方針)	広い園庭、よい環境、充実した教育・保育で健康に育てる
運営方針	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例その他の関係法令を遵守して運営を行います。

4 園の特色ある教育・保育の内容

<園目標> 広い園庭、良い環境、充実した教育・保育で健康に育てる。

・ 広い園庭には、芝生の小山もあり、豊かな自然環境、ブナやどんぐりなどの樹木があり、四季折々の園庭での行事は、お子様の成長を喜び合えるようなアットホームな雰囲気の中で気がねなく交流できます。

・ 目の行き届いたきめ細やかな教育・保育に努めています。

・ 安全に配慮し、全室クッションフロアでのびのびと遊ぶことができます。

・ 年間行事予定により行事を行うため、安心してお仕事ができます。行事を行う際には、お子様が喜んで参加できるよう特に配慮しています。また、園のホームページ（すくすく日記）では、行事の様子を具体的に知ることができると好評です。

・ 育児相談をしながら心身ともに健康に育つよう保護者の方と協力し合います。

・ 4・5歳児からは、カワイ体育教室、スイミング教室（希望者のみ）へ参加します。また、小学校入学に向け、5歳児は学研幼児教室で文字や数の勉強をします。

5 年間の主な行事・活動

【春】 節分、豆まき、ひなまつり会、入園おめでとう会、総合防災訓練、春の内科検診、保育参観、お花と野菜の苗植え体験、春の歯科検診、バス遠足（4・5歳児）

【夏】
七夕・夏祭り（に組囃子方とのねぶた囃子交流会）、プール遊び、夏休み工作教室、野菜の収穫

【秋】
運動会、地域の敬老会へ参加、総合防災訓練、秋の内科検診、収穫祭、ハロウィンパーティー

【冬】
0. 1. 2歳児保育発表会、3・4・5歳児サンロード青森クリスマス発表会、クリスマス会、園庭のスロープで雪遊び、雪上運動会、卒園式

6 園医等

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	工藤こども医院
医 院 長 名	工藤 協志
所 在 地	青森市長島2丁目8-6
電 話 番 号	017-776-8413

(2) 歯科

医療機関の名称	對馬歯科医院
医 院 長 名	對馬 壽夫
所 在 地	青森市新町1丁目8-24
電 話 番 号	017-7225466

(3) 薬剤師

名 称	青森市学校薬剤師会
薬 剤 師 名	畑井 俊一
所 在 地	青森市大字野木字山口164-43
電 話 番 号	017-762-3620

7 職員体制

職種	員数	職務の内容
園長	1人	施設の管理に関すること及び職員の監督を行う。
副園長（教頭）	1人	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理する。子育て支援事業を行う。
主幹保育教諭	1人	副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育を行う。
指導保育教諭	2人	主幹保育教諭を助け、保育教諭の指導並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
保育教諭	10人	園児の教育・保育を行う。
保育補助	1人	園児の教育・保育の補助を行う。
栄養士	1人	園児の食育、栄養指導給食その他の調理を行う。
調理員	2人	給食その他の調理を行う。
学校医	1人	園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに健康診断等を行う。
学校歯科医	1人	園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに健康診断のうち歯の検査等を行う。
薬剤師	1人	園内の環境衛生について検査・助言を行い、園児の健康増進に寄与する。
事務員	1人	経理および庶務等の事務全般を行う。

8 教育・保育を提供する曜日・時間・休園日等

開園している時間：7時00分～19時00分

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

曜 日	月曜日～金曜日
時 間	9時00分～13時00分
休 園 日	土曜・日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
	<夏休み> なし
	<冬休み> なし
	<春休み> なし
	<その他> なし

【2号認定子ども・3号認定子ども（保育認定）】

曜 日	月曜日～土曜日
時 間	【保育標準時間認定を受けた方】 7時00分～18時00分（11時間）
	【保育短時間認定を受けた方】 9時00分～17時00分（8時間）
休 園 日	日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

9 8以外に提供する保育サービス等

項 目	対 象 者	実施する曜日・時間	そ の 他
一時預かり	在園児(預かり保育) (1号認定子ども)	月曜日～金曜日 7時～9時、13時～19時	
	非在園児	月曜日～金曜日 7時30分～17時00分の うち8時間以内	
延長保育	在園児 (2号認定子ども・ 3号認定子ども・)	(保育短時間認定を受けた子ども) 月曜日～土曜日 7時～9時、17時～19時	
		(保育標準時間認定を受けた子ども) 月曜日～土曜日 18時～19時	

10 利用料金

項 目	費 用 の 内 容	金 額	徴収の時期
保 育 料 (利用者負担)	認定を受けた時間内で行 う教育・保育に係る費用	園児が居住する市町村 が定める保育料	翌月10日
一時預かり料金 (預かり保育 料金)	一時預かりに係る費用	(在園児、1号認定) ・7時～9時、13時 ～15時は無料 ・15時～18時 1時間100円 ・18時～19時 30分ごと150円	翌月10日
		(非在園児) <4時間まで> 1時間 300円 ※食事、おやつ代含む <4時間以上8時間ま で>日額1,500円 ※食事、おやつ代含む ※食事、おやつ代は園 で負担しています。	利用の都度
延長保育料金	延長保育に係る費用	(保育短時間認定を受 けた子ども)	翌月10日

		<ul style="list-style-type: none"> • 7時～9時無料 • 17:00から18:00 100円 • 18時～19時 30分ごと150円 (保育標準時間認定を受けた子ども) • 18時～19時 30分ごと150円 	
給食食材費	給食に係る実費 (主食を除く副食) ※主食は持参してください	1号認定子ども 月額 3,500円 2号認定子ども 月額 4,500円	翌月10日
絵本代	教材として使用	400円程度	翌月10日
スイミングスクール代(希望者)	スイミングスクール代	3,600円	毎月月末

1.1 利用の開始及び終了等に関する事項

(1) 利用の開始

- ア 1号認定の子どもの入園選考については、原則として先着順となります。
- イ 2号認定子ども及び3号認定子どもの選考については、青森市が行う利用調整の結果に応じるものとします。

(2) 転園及び休園

- ア 転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1月前までに転園届けを提出して下さい。
- イ 1号認定子どもについて、病気その他の理由により休園を希望するときは、速やかに園長に申し出るものとする。

(3) 利用の終了

1. 本園は、次に掲げる場合に、保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 1号及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
 - (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府第44号）第1条の規定に該当しなくなったとき
 - (3) その他の利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
2. 本園は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

1.2 緊急時における対応

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。

また、園児の引渡しについては、原則として保護者又は保護者に代わる家族の方に直接行いますが、災害等発生時には、状況に応じてあらかじめ指定した方法により行います。

保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って対応しますので、あらかじめ御了承願います。

1.3 非常災害時の対策・防犯対策

避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。 総合防災訓練を年2回実施します。
防災設備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。 自動体外式除細動器（AED）、非常用電源設備
防犯設備	自動鍵、防犯カメラ、さすまたを備えています。

1.4 避難場所

避難場所	青森市 片岡福祉館
その他	

15 苦情相談体制

相談・苦情受付担当者	氏名 主幹教諭 川村有理、各保育教諭	
相談・苦情解決責任者	氏名 園長 川村 由美子	
第三者委員 《※第三者委員は任意》	工藤 協志	電話番号 017-776-8413
		小児科医
	小山内 静子	電話番号 017-788-3411
		しらかば保育園 園長

受付方法：例）面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。文書による場合は、玄関の入り口にあるご意見箱にお願いします。

16 賠償責任保険の加入状況

保 険 の 種 類	保育園・幼稚園向け総合賠償制度
保 険 の 内 容	園児団体傷害保険
補 償 額	死亡・後遺障害 100万円 入院 1,500円（日額） 通院 1,000円（日額）

17 個人情報の保護について

- (1) 本園は、就業規則や個人情報保護に関する基本方針の中で、個人情報の保護について定めており、これに従って世帯所得及びこれに基づく毎月の保育料に関する情報等の個人情報を厳重に管理します。
- (2) 保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。退職後も同様とします。

18 虐待の防止のための取り組みについて

- (1) 本園は、園児に対する虐待を防止するため、職員の教育・研修を定期的に行い、子どもの人権や人格尊重を踏まえた適切な保育に努めます。
- (2) 本園は、全国保育士会「保育所・認定こども園における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いた自己点検を定期的に行い、園児に対する虐待防止および保育の質の向上に努めます。
- (3) 青森市の相談窓口

保育園に相談しづらい等の場合は下記に相談いただけます。

◆青森市福祉部子育て支援課（青森市新町 1 丁目 3-7 青森市役所駅前庁舎 2 階）
電話：017-722-5678 Fax：017-722-5678
メール：hoiku@city.aomori.aomori.jp